明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱

平成27年4月1日制定
令和2年10月1日改正
令和8年4月1日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成２１年４月制定)」（以下「バンク制度要綱」という。）第２条第４号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に、空き家等を登録することを奨励するため、明日香村補助金等交付規則（令和８年４月１日明日香村規則第２号）及び明日香村歴史的風土創造的活用交付金対象事業に係る補助金交付要綱に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第２条　奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）バンク制度要綱第５条に規定する空き家等登録者

（２）空き家バンクに登録した不動産と同一の不動産で、奨励金の交付を受けたことがない者

（３）奨励金の申請日の属する年度の前年度において、村税等の滞納していない者

（奨励金の額）

第３条　奨励金の交付額は、登録された物件につき５万円とする。

（交付の申請）

第４条　交付対象者は、契約成立後、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付申請書（様式第１号）とともに、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

（１）誓約書（様式第２号）

（２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）

（３）その他村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第５条　村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、奨励金の交付の可否を決定し、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付決定通知書（様式第３号）または明日香村空き家等活用バンク登録奨励金不交付決定通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の奨励金の交付決定をする場合において、奨励金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（権利譲渡の禁止）

第６条　前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第７条　村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことが出来る。

（１）虚偽の申請又は不正の行為により、奨励金の交付決定を受けたとき。

（２）交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

（奨励金の交付請求）

第８条　交付決定者は第５条の規定による通知書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金請求書（様式第５号）により奨励金の請求をするものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過規定）

第２条　この要綱は、施行日以降に空き家バンクに登録された不動産の所有者に適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付申請書

年　　月　　日

明 日 香 村 長　殿

申請者　住　所

氏　名

電話番号

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

登　　録　　番　　号		
登　　録　　日		
不 動 産	所　在　地	明日香村大字
	空き家等 登録者の氏名	
	空き家等 登録者の住所	

※添付書類

（１）誓約書（様式第２号）

（２）納付すべき全ての税について、未納がないことを確認できる納税証明書（申請日の属する年度の前年度分）

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

明 日 香 村 長　 殿

申請者　　住　 所

氏　 名

誓　　約　　書

私は、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金の交付申請にあたり、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱第４条の規定により誓約書を提出します。

下記事項のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い、既に交付された明日香村空き家等活用バンク登録奨励金を返還します。

１、虚偽の申請又は不正の行為により、奨励金の交付決定を受けたとき。
２、交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　印

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった明日香村空き家等活用バンク登録奨励金については、審査の結果、下記の通り決定しましたので、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付　　決定額　金　　円

２　奨励金交付の条件
補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

様式第４号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

明日香村長　　印

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった明日香村空き家等活用バンク登録奨励金については、審査の結果、下記の通り不交付となりましたので、明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

【理　由】

様式第５号（第８条関係）

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金請求書

年　月　日

明 日 香 村 長　様

請求者　住　所

氏　名

明日香村空き家等活用バンク登録奨励金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

１　請求金額　　５０，０００　　円

２　振込口座

金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ 金庫
	本店 ・ 支店 ・ 本所 ・ 支所
口座の種類	普通（総合） ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ
	氏　名